

令和7年3月25日

独立行政法人労働者健康安全機構の採用活動における行動規範

労働者健康安全機構

(1) 求職者と面会する際のルール

- ・求職者との面会は、原則、職員2名以上での対応または第三者の目がある環境で行う。
- ・面会時間は、原則、就業時間内とする。
- ・面会に伴い、飲酒を伴う場を設けることは控える。
- ・求職者と交換する連絡先は、機構内のメールアドレスまたは電話番号を基本とする。
- ・面会や連絡は求職者の求めに応じることを基本とし、職員側から執拗に連絡しない。

(2) 公正な採用選考について

- ・選考にあたり、応募者の出自、家庭環境、住宅状況、性的指向、思想や信条に関わることの質問は行わない。
- ・業務を遂行するために必要な適性・能力を評価する公正な採用選考を行う。

(3) 職員への周知・啓発

- ・採用活動に関わる職員に就活ハラスメント防止の研修を実施し、行動規範遵守の徹底を図る。

(4) 就活ハラスメント相談窓口

- ・当機構の採用活動におけるハラスメントに関する相談は、本部人事課を窓口とする。